

概要版

霧島市人権教育・啓発基本計画

平成20年3月



第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨

人権教育・啓発施策については、平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策について責務が定められ、その取組が求められています。

現在、私たちのまわりには、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人をめぐる人権問題のほか、近年の社会情勢の変化や価値観の多様化等により、様々な人権問題が発生しています。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが考えられ、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

そこで、本市においても、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、共に生きることのできる社会の形成を目指し、人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として、この基本計画を策定しました。

2 基本計画策定の背景

(1) 人権尊重の国際的潮流

昭和20年（1945年）	「国際連合（国連）」設立
昭和23年（1948年）	「世界人権宣言」採択
昭和29年（1954年）	「難民の地位に関する条約」採択
昭和40年（1965年）	「人種差別撤廃条約」採択
昭和41年（1966年）	「国際人権規約」採択
昭和50年（1975年）	「国際婦人年」
昭和51年（1976年）	「国連婦人の10年」 ～昭和60年（1985年）
昭和54年（1979年）	「国際児童年」 「女子差別撤廃条約」採択
昭和56年（1981年）	「国際障害者年」
平成 元年（1989年）	「児童の権利に関する条約」採択
平成 2年（1990年）	「国際識字年」
平成 7年（1995年）	「人権教育のための国連10年」 ～平成16年（2004年）
平成16年（2004年）	「人権教育のための世界プログラム」採択

(2) 国・県の取組

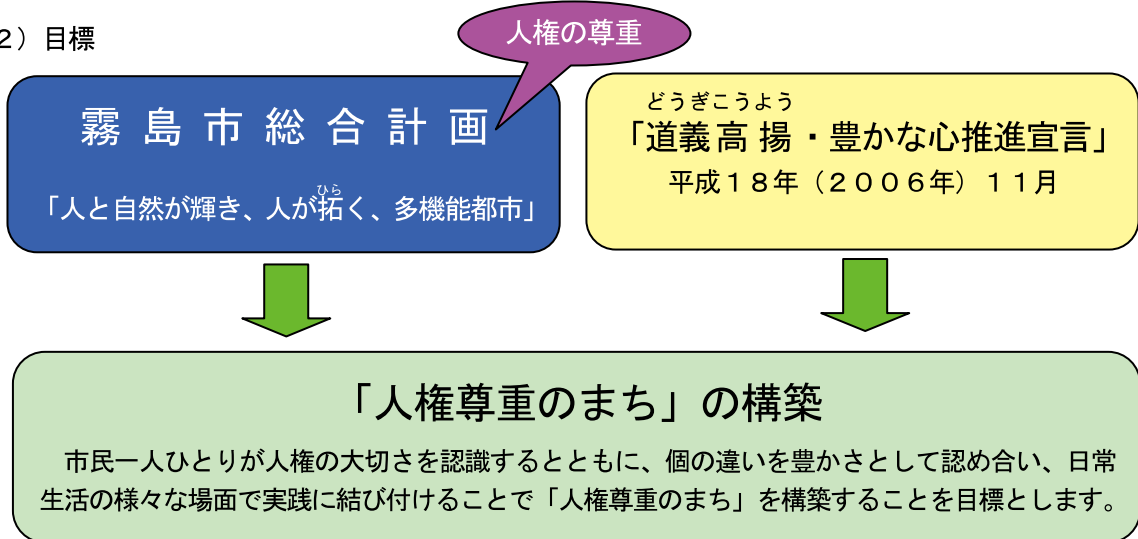
昭和22年（1947年）	「日本国憲法」施行
平成 7年（1995年）	「人権教育のための国連10年推進本部」設置
平成 9年（1997年）	『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』策定 「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置
平成10年（1998年）	「人権宣言に関する決議」採択（県）
平成11年（1999年）	「鹿児島県行動計画」策定（県）
平成12年（2000年）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成14年（2002年）	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成16年（2004年）	「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」策定（県）

3 基本計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

人権の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、学校、家庭、地域社会、企業・団体等、あらゆる場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本計画の理念とします。

(2) 目標



(3) 人権教育・啓発について

● 本計画における人権教育とは？

「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」をいいます。

※ただし、一般的に「教育」といっても、意味・内容が「啓発」と重なり合う部分があり、明確に区分されないため、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

人権教育・・・人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動

人権啓発・・・市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

4 基本計画の位置付け

